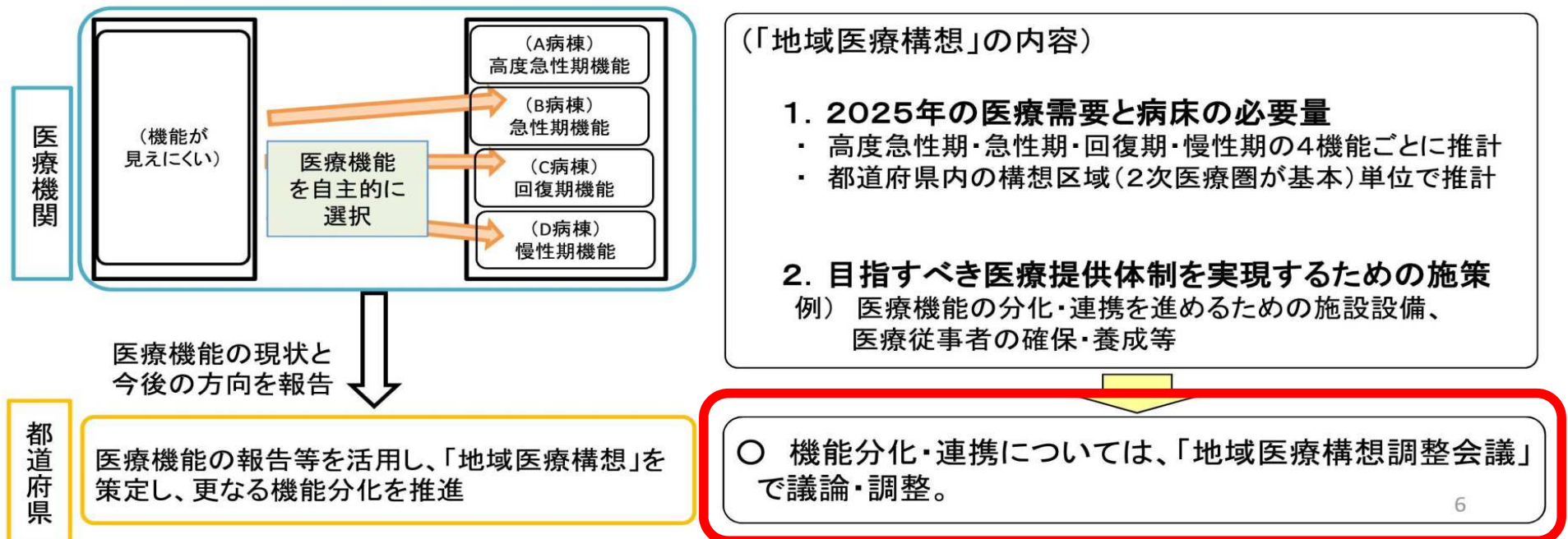


# 地域医療構想調整会議における 議論の進め方について

# 地域医療構想の推進①

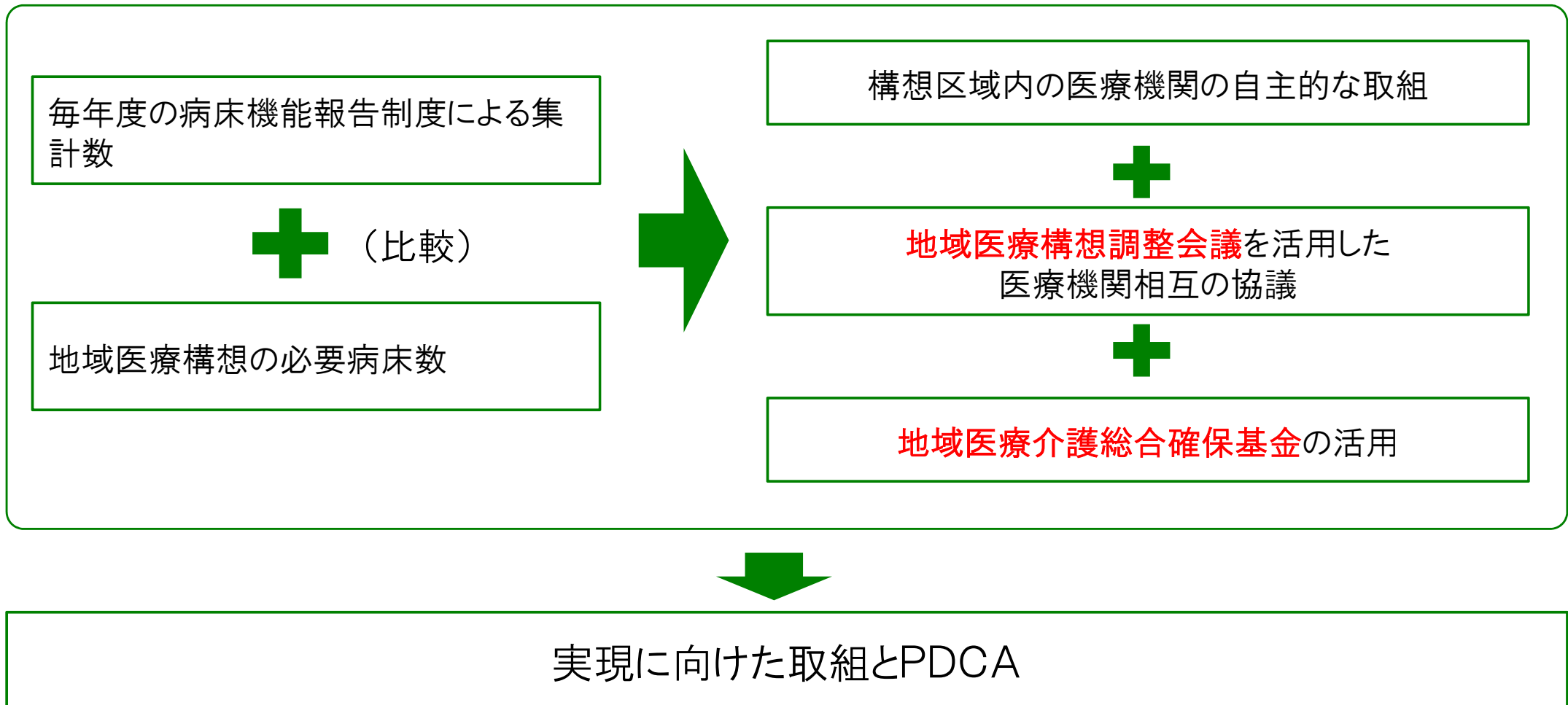
## 地域医療構想について

- 昨年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)  
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成し、平成27年3月に発出。



## 地域医療構想の推進②

### 地域医療構想策定後の取組



※地域医療構想策定ガイドライン

# 地域医療構想の推進③

## 医療機関及び都道府県における取組

### 医療機関

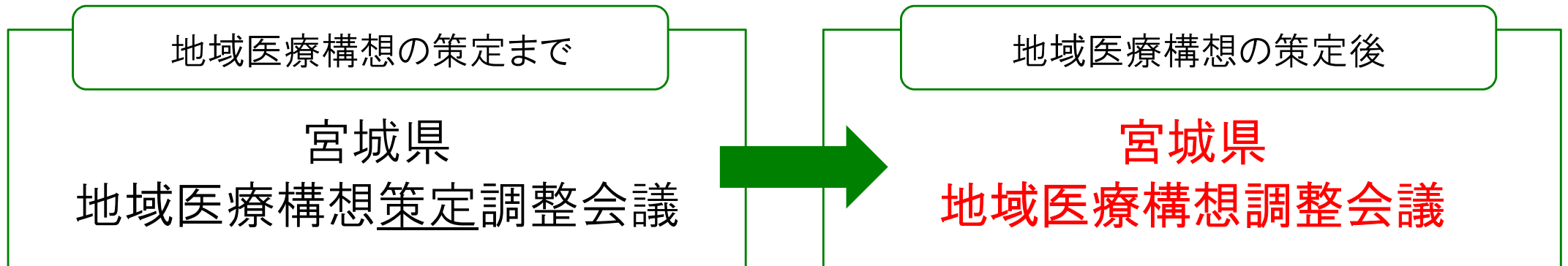
- 自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行うことが必要
- 地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、地域における病床の機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認
- 次年度の病床機能報告への反映や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、**更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を図る**

### 都道府県

- 地域医療構想調整会議の設置
- 病床機能報告制度により、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析
- 各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データの作成

# 地域医療構想調整会議の設置①

都道府県は、構想区域等ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。(※医療法第30条の14)



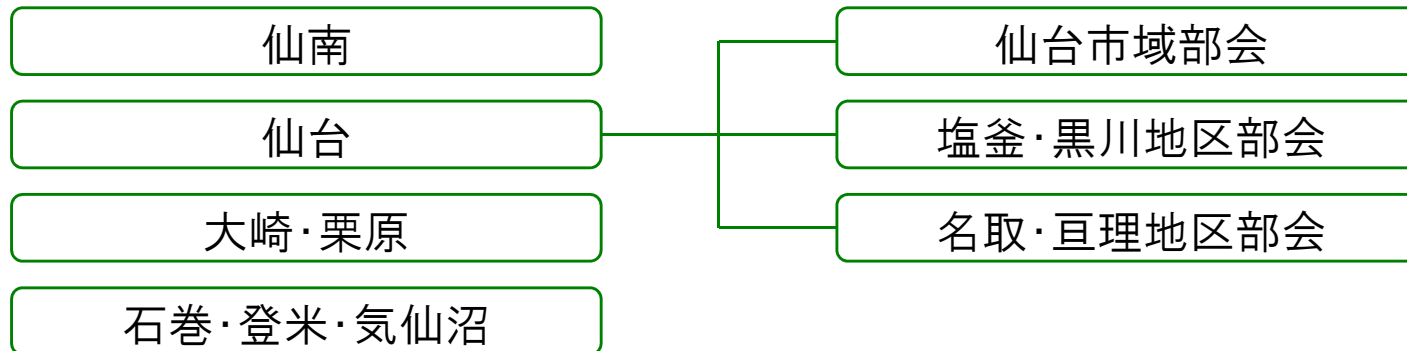
- 地域医療構想の策定に当たり、宮城県は二次医療圏ごとに「地域医療構想策定調整会議」を開催し、地域の関係者の意見を聴取。
- 平成28年11月の地域医療構想策定後は、当該「地域医療構想策定調整会議」を引き継ぐ形で「宮城県地域医療構想調整会議」を設置。

# 地域医療構想調整会議の設置②

## 宮城県地域医療構想調整会議の概要

### 設置区域

- 構想区域ごとに設置
- 病院数が多い仙台区域については、円滑な協議を可能とするため、3地区に分けた部会を別途開催



### 構成員

病院, 医師会, 歯科医師会, 薬剤師会, 看護協会, 保険者, 市町村, 保健所

# 議論の進め方のイメージ

## 調整会議

地域における医療提供体制の現状と地域医療構想で示された今後の医療需要を把握する

足下の医療提供体制と今後の医療需要を踏まえつつ、日常の診療や業務を通じて感じる地域の課題を医療機関、関係団体、行政間で共有する

課題解決に向け、地域で不足すると考えられる医療機能や役割について議論する

## 医療機関における自主的な取組

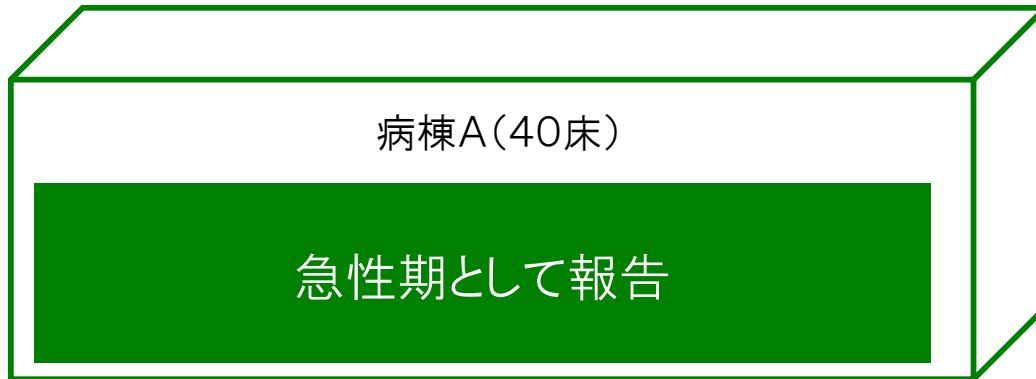
調整会議で得た地域のデータや課題を踏まえ、今後自院が担うべき医療機能・役割を検討(病床の機能分化・連携)

病床機能報告に反映

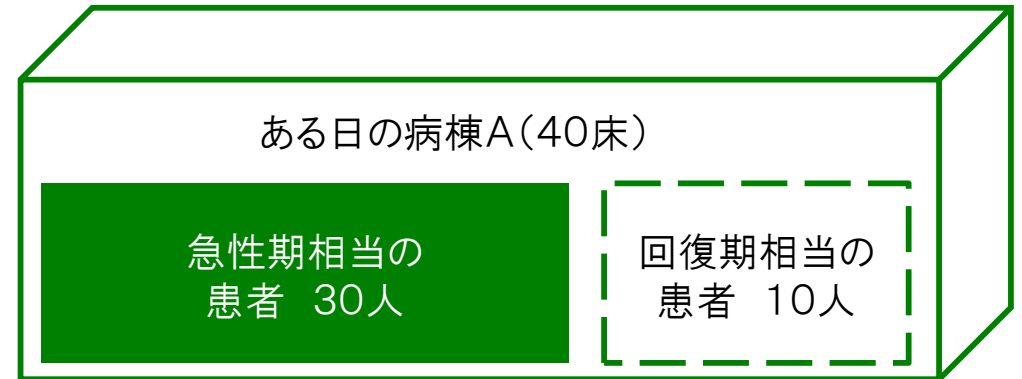
# 議論を行うに当たって注意が必要な点

病床機能報告と地域医療構想の将来推計はそのまま比較できるものではない！

## 病床機能報告



## 地域医療構想の将来推計



## 病棟単位で報告

実際の病棟内には様々な病期の患者が混在しているが、病床機能報告では一つの機能しか選択できない

2013年度の入院受療率(患者数/人口)  
(性・年齢階級別・4機能別)



2025年度の推計人口(性・年齢階級別)



病床稼働率



2025年度の必要病床数

**患者数**  
をベースに  
病床数を算出



# 【参考】知事の権限による病床の機能分化・連携の推進①

## 地域医療構想の実現プロセス

1. まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、地域医療介護総合確保基金を活用。
2. 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

### STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

### STEP2 「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。  
・ 病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

では、将来の方向性を踏まえた、機能分化・連携が進まない場合には、自主的な取組だけ

### STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進。

#### 【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、**転換の中止の要請・勧告**（民間医療機関）及び命令（公的医療機関）
- ② 医療機関に対して、**不足している医療機能を担うよう、要請・勧告**（民間医療機関）及び指示（公的医療機関）
- ③ 新規開設の医療機関に対して、地域医療構想の達成に資する条件を付けて許可
- ④ 稼働していない病床の削減を要請・勧告（民間医療機関）及び命令（公的医療機関）

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。



# 【参考】知事の権限による病床の機能分化・連携の推進②

## 都道府県知事の権限の行使の流れ

